

平成31年1月31日  
大阪税関業務部

コーンスタークに係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について（お知らせ）

本年度の初日から12月末日までの期間における関税暫定措置法別表第1の6の15の項に定める物品（以下「コーンスターク」といいます。）の輸入数量が、同法第7条の3第1項に規定する輸入基準数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、平成31年2月1日から同年3月31日までの期間に輸入されるコーンスタークについて、下記のとおり、特別緊急関税が課されることとなりましたのでお知らせします。

記

| 品目（関税暫定措置法別表第1の6の15の項に定める物品） | 統計品目番号      | 関税率                      |               |
|------------------------------|-------------|--------------------------|---------------|
|                              |             | 特別緊急関税<br>発動前<br>(WTO税率) | 特別緊急関税<br>発動後 |
| コーンスターク                      | 1108.12-099 | 119円/kg                  | 158.67円/kg    |

（注）

関税割当てを受けて輸入される物品については、関税暫定措置法第7条の3第2項第1号の規定により、特別緊急関税発動前に本邦に向けて送り出された物品については、同項第6号の規定により、それぞれ特別緊急関税の課税対象外となります。

以上

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第1部門  
(06-6576-3313)までお問い合わせください。